

つちはし事務所通信

1

January

2017



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F

TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2017年1月1日

トピックス 平成29年1月からの制度変更

平成29年1月から、次のような制度変更が行われます。

雇用保険法の改正



65歳以上の従業員については、これまで、65歳前から継続して65歳以後においても雇用している者に限り、雇用保険が適用されることになっていました。

平成29年1月からは、65歳前から雇用していたか、65歳以後に雇用したかを問わず、雇用保険が適用されることとなります。(65歳以上の被保険者の名称は、高年齢継続被保険者から「高年齢被保険者」に変更)

これまで適用除外として取り扱っていた65歳以上の従業員が、週20時間以上働くなどの要件を満たす場合には、高年齢被保険者に該当することになるため、ハローワークへの届出が必要となります。

育児・介護休業法の改正

平成29年1月から、次のような育児・介護に係る制度の見直しを実施されます。

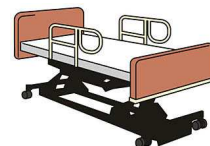
(1) 多様な家族形態・雇用形態に対応

➡①育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和、②子の看護休暇の付与単位の柔軟化(半日単位での取得を認める)など。



(2) 介護離職の防止

➡①介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和、②介護休業の分割取得の見直し(同一の対象家族について、延べ93日の範囲内で3回まで取得可能とする)、③所定外労働の免除制度の創設、③介護休暇の付与単位の柔軟化など。



(3) その他

➡妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づける。

この改正に伴い、**企業における就業規則(別途定めた育児・介護休業規程などを含む)の改定も必要**となります。

社会保険におけるマイナンバーの取扱い



平成29年1月から、健康保険・厚生年金保険の事務においてもマイナンバーの利用が開始され、一定の書類にマイナンバー(個人番号)の記載欄が設けられます。

④ 事業主の皆様が行う届出においては、「被保険者資格取得届」、「被保険者氏名変更届」、「被保険者資格喪失届」に、従業員の個人番号を記載する欄が追加されますが、当分の間、その記載を不要とする経過措置が適用されます(ただし、健康保険組合に提出するものについては、その記載が必要です)。

企業から全国健康保険協会、日本年金機構(年金事務所)に提出する上記の書類については、当分の間、改正前の様式を使用する(個人番号の記入は不要)こととされています。マイナンバーに関する情報についても、引き続きお伝えしていきます。

新情報！ ● 年金の受給資格期間の短縮(10年年金)の施行期日が正式に決定

平成24年の年金制度改正(社会保障・税一体改革関連)により、公的年金の老齢給付(老齢基礎年金、老齢厚生年金)等の受給資格期間を、「25年(期間短縮特例あり)」から「10年」に短縮することとされました。

その施行日(実施日)は、消費税率の10%への引上げの時とされていましたが、それが『平成29年8月1日』に改められました。

これにより、受給資格期間が10年以上25年未満の方にも、平成29年9月分から、老齢基礎年金等が支給されることとなります(初回の支払いは同年10月)。



◆◆ 平成29年8月1日実施の改正内容 ◆◆◆

○ 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、老齢基礎年金等の受給資格期間を10年に短縮する。

【対象となる年金】

・老齢基礎年金、老齢厚生年金、これらに準じる旧法の老齢年金
→「25年以上年金制度に加入していたこと」という要件を、「10年以上年金制度に加入していたこと」に改正

〈補足〉25年以上(改正後は10年以上)という要件は、厳密には、「保険料納付済期間+保険料免除期間(+合算対象期間)」で判断します(以下同じ)。

・寡婦年金

→「25年以上年金制度に加入していた夫が死亡」という要件を、「10年以上年金制度に加入していた夫が死亡」に改正

注. 遺族基礎年金、遺族厚生年金は対象外

……老齢基礎年金等の受給権者の死亡によって支給される場合、その受給権者が25年以上年金制度に加入していたことが要件

○ 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

受給資格期間の短縮は、当初、消費税率の10%への引上げと連動して実施される予定でしたが、受給資格期間の短縮を先行して実施することとされました(財源はまだ不透明です)。なお、消費税率の10%への引上げの時期は、「平成31年10月1日」とされました。2度目の延期で、当初の予定から4年遅れることとなります

あしがき◆つちはし事務所より

☆ あけましておめでとうございます 本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます



「働き方改革」や「同一労働・同一賃金」など、働くことを巡っての議論が活発になり、世の中全体で雇用の環境が大きく変わろうとしているようです。「長時間労働で生産性を上げる時代」から「残業ゼロで生産性を上げる時代」へ。「非正規やパートさんで人件費を削減する時代」から「非正規やパートさんも同一労働同一賃金に見合う成果を求める時代」へ。「紙主流の時代」から「クラウドとペーパーレスが主流の時代」へ。つちはし事務所は、今年も「時代のトキを告げる鳥」として、お客様の職場と会社をよくするために何が出来るか、何をご提案すればいいか、常に考えながら精進してまいります。

☆今年の仕事始めは、まず65歳以上の方の雇用保険の新たな加入が必要かどうかの確認をお願いいたします。また「育児介護休業規程」についても、1月1日からの法改正に適應しているかどうか、ご確認お願いいたします。「うちの会社は大丈夫かな?」と心配な場合は、つちはし事務所までお問い合わせ下さい。

☆つちはし事務所は12月28日~1月3日まで年末年始休暇をいただき、年明けは1月4日から通常業務となります。本年も、メンバー一同よろしくお願ひ申し上げます。